

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成29年度）

法人名	建設業労働災害防止協会	根拠法令名	労働災害防止団体法	(平成元年7月18日民間法人化)	
1. 法人の概要	業務の概要				
	本協会は、建設業を営む事業主及びその事業主の団体によって組織し、建設業について労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うこと、その他労働災害の防止に関する自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって建設業における労働災害の防止を図ることを目的とする。				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	
	常勤	0人	1人	0人	64人
	非常勤	1人	69人	3人	0人
2. 事業 (1)運営費、補助金等	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	28年度比 又は 28年度差 (A/B,A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	50.0億円	50.9億円	-0.9億円	① 補助事業の段階的廃止 各事業を見直し、効率的な補助金の運用を行った。
	補助金等収入額 (①)	1.2億円	0.7億円	0.5億円	② 自主事業による自己収入の拡大等 自己収入の拡大に向け、自主事業の展開を図るための取組を行った。
	事業による自己収入額 (②)	48.8億円	50.2億円	-1.4億円	③ その他
	①/②×100 (%)	2.5%	1.4%	179%	
	経常的運営費用 (③)	50.0億円	50.9億円	-0.9億円	
	①/③×100 (%)	2.4%	1.4%	171%	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) 該当なし (理由)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由) 該当なし			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行つていない場合はその理由)	(有・無) 該当なし (内容)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行つていない場合はその理由)	(有・無) 該当なし (内容)			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容) 該当なし			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行つていない場合はその理由)	(有・無) 該当なし (内容)			
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有・無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有・無	
	名称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額	算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)		
		円	(決定者) (決定方法)		
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有・無	取支状況のインターネットでの公表の有無	有・無	
	対価を伴う自主事業の有無	有・無	法人における純利益額	21,767,933円	
(5)検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法	
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有・無	法人の外注金額	円	
	外注しなければならない理由				
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内容)			
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なればその理由)	(有・無) (内容) 決裁等により内部チェック体制を確保するとともに、契約にあたっても、一般・指名競争入札を実施し、公正性を確保している。			
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なればその理由)	(有・無) (内容) 労働災害防止団体法56条(秘密保持義務)及び当協会職員就業規則			

3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無	有・無	左の規程がない場合、その理由	
	役員の定数	会長1人 理事70人以上80人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	10人
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	役員は、定款に基づいて、総代会で選任し、又は解任するため、公正かつ自主的に選任している。		
	役員の任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)
	在任年齢に関する規定の有無	有・無	規定の内容	原則として65歳まで
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職
				常勤・非常勤
会長	○ 錢高 一善	平成11年7月12日		非常勤
副会長	○ 大島 義和	平成14年5月21日		〃
〃	○ 奥村 太加典	平成28年5月23日		〃
〃	○ 千葉 嘉春	平成28年6月6日		〃
〃	○ 檜山 典英	平成26年5月23日		〃
〃	○ 黒木 篤	平成29年5月29日		〃
〃	○ 長谷川 哲義	平成28年5月24日		〃
〃	○ 豊田 剛	平成29年6月9日		〃
〃	○ 原 真一	平成25年6月4日		〃
〃	○ 才賀 清二郎	平成20年5月28日		〃
〃	○ 山口 学	平成26年5月29日		〃
常任理事	○ 岩田 圭剛	平成21年5月21日		〃
〃	○ 濵谷 忠昌	平成21年5月27日		〃
〃	○ 尾頭 博行	平成22年6月7日		〃
〃	○ 坂川 進	平成29年6月22日		〃
〃	○ 徳倉 正晴	平成25年6月7日		〃
〃	○ 本庄 浩二	平成26年5月22日		〃
〃	○ 下本 八一郎	平成28年5月21日		〃
〃	○ 村上 博	平成9年5月30日		〃
〃	○ 安部 正一	平成24年5月31日		〃
〃	○ 井上 和幸	平成28年5月30日		〃
〃	○ 大澤 規郎	平成19年6月20日		〃
〃	○ 長谷川 勉	平成29年5月31日		〃
専務理事	○ 田中 正晴	平成27年7月1日	厚生労働省北海道労働局長	常勤
理 事	○ 吉川 功一	平成27年12月7日		非常勤
〃	○ 木下 紘	平成27年7月29日		〃
〃	○ 村岡 淑郎	平成24年4月27日		〃
〃	○ 小野 利廣	平成24年5月31日		〃
〃	○ 岡部 英男	平成14年5月27日		〃
〃	○ 渡邊 勇雄	平成20年6月2日		〃
〃	○ 青柳 剛	平成21年5月29日		〃
〃	○ 島村 健	平成28年5月20日		〃
〃	○ 小俣 務	平成22年5月17日		〃
〃	○ 植木 義明	平成28年6月9日		〃
〃	○ 竹内 茂	平成29年5月26日		〃
〃	○ 吉光 武志	平成28年5月25日		〃
〃	○ 小林 英文一	平成29年5月19日		〃
〃	○ 藏谷 伸一	平成23年5月31日		〃
〃	○ 佐竹 武	平成17年6月8日		〃
〃	○ 木内 藤男	平成26年5月27日		〃
〃	○ 山下 晃	平成21年5月21日		〃
〃	○ 岡野 益巳	平成20年6月4日		〃
〃	○ 川嶋 実	平成26年5月23日		〃
〃	○ 山上 雄平	平成29年5月31日		〃
〃	○ 谷口 邦弘	平成21年6月26日		〃
〃	○ 中筋 豊通	平成22年5月25日		〃
〃	○ 村社 勝	平成24年5月23日		〃
〃	○ 井森 浩	平成24年5月29日		〃
〃	○ 川原 哲博	平成25年5月27日		〃
〃	○ 米谷 方利	平成28年5月16日		〃
〃	○ 杉本 貞雄	平成24年5月31日		〃
〃	○ 松尾 哲吾	平成28年5月24日		〃
〃	○ 谷村 隆三	平成22年5月18日		〃
〃	○ 橋口 光徳	平成22年5月24日		〃
〃	○ 山崎 俊彦	平成26年5月12日		〃
〃	○ 川畑 優彦	平成14年5月31日		〃
〃	○ 下地 米蔵	平成26年6月12日		〃
〃	○ 押味 至一	平成28年5月30日		〃
〃	○ 宮下 正裕	平成25年5月28日		〃
〃	○ 村田 誉之	平成27年5月28日		〃
〃	○ 白石 達	平成20年5月28日		〃
〃	○ 伊藤 寛治	平成25年5月28日		〃
〃	○ 三野輪 賢二	平成20年10月28日		〃
〃	○ 乃一 稔	平成26年5月22日		〃
〃	○ 脇 雅史	平成14年10月28日		〃
〃	○ 清水 武	平成29年8月7日		〃
〃	○ 川畑 篤敬	平成29年6月28日		〃
〃	○ 伊藤 淳	平成27年5月27日		〃
〃	○ 小田 広昭	平成26年3月3日		〃
〃	○ 本間 達三	平成15年5月22日		〃

	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由		同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由							
	役員報酬の支給基準	(有)・無	一般への閲覧提供	(有)・無	インターネットによる公表	(有)・無				
	役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法						
	役員給与規程の定めによる。			役員退職金規程の定めによる。						
	役員会規程の有無	役員会の成立要件			役員会における議決要件					
	(有)・無	会長、副会長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。			出席した理事の議決権の過半数で決する。					
(2)監査役員	監査役員選任規程の有無		(有)・無	選任規程がない場合、その理由						
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		役員は、定款に基づいて、総会・総代会で選任し、又は解任するため、公正かつ自主的に選任している。							
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由						
	監査役員の任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)					
	在任年齢に関する規定の有無		(有)・無	規定の内容		原則として65歳まで				
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤				
	監事 〃 〃	○今井 雅則 ○浅沼 健一 ○小森 雅裕	平成26年5月29日 平成22年5月27日 平成17年5月31日			非常勤 〃 〃				
	監査役員報酬の支給基準	(有)・無	一般への閲覧提供	(有)・無	インターネットによる公表	(有)・無				
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法						
	役員給与規程の定めによる。			役員退職金規程の定めによる。						
(3)社団的性 格の法人 の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容						
	(有)・無 (内容)会員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。			(有)・無 (内容)出席した会員の議決権の過半数で議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、定款の変更等の重要な事項は出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。						
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容(ない場合は、その理由)									
	47都道府県支部において、会員の中から本部総代を選任する。支部毎の総代の員数は本部常任理事会で決定する。また、総会の議事において、書面をもって表決をするか又は議決権の行使を他の者に委任した会員は、総会の出席者とみなす。									
(4)評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容						
	評価機関として参与会が業務実績評価を行う。			(有)・無 (内容)学識経験者の中から理事会に諮り会長が委嘱している。						
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有・無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数/評議員会等の構成員数×100)							
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由									
	評議員選任規程の有無	(有)・無	左の規程がない場合、その理由							
	評議員定数	6人以上10人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅		4人					
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由							
	在任年齢に関する規定の有無	(有)・無	規定の内容		70歳を限度					
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由									
	(比率) (理由)									
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件						
	(有)・無	参与の過半数の出席		出席参与の過半数で議決						

4. 財務及び会計	企業会計原則の適用の有無	有・無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	特殊法人等会計処理基準			
	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 200,000千円 (運用方法) 長期性預金					
	長期借入金の有無	有・無	長期借入金の返済計画の有無	有・無			
	長期借入金の確実な返済計画の内容						
	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)				
	退職手当引当金 4.52億円		(有・無) (理由)				
	収支決算額	50.0億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	有・無			
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由						
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	有・無	公益法人、株式会社等への出資の有無	有・無			
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	有・無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	有・無			
	事業報告書への記載内容(未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの				
	名称						
	所在地						
	資本金						
	事業内容						
	役員の状況						
	従業員数						
	持ち株比率						
6. 情報公開							
	(1) 法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般的閲覧の有無			
	定款		有・無	同資料のインターネットによる公表の有無			
	役員名簿		有・無	有・無			
	組合員等名簿		有・無	有・無			
	事業報告書・附属説明書類		有・無	有・無			
	損益計算書又は収支計算書		有・無	有・無			
	貸借対照表		有・無	有・無			
	法律上作成が義務付けられる財産目録及び決算報告書		有・無	有・無			
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表							
	監事の意見書		有・無	有・無			
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表							
	事業計画書		有・無	有・無			
	収支予算書		有・無	有・無			
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表							
	所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無		無い場合、その理由	閲覧の有無			
	定款		有・無	有・無			
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表							
	役員名簿		有・無	有・無			

	組合員等名簿	有・無		有・無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無		有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無		有・無	
	貸借対照表	有・無		有・無	
	法律上作成が義務付けられる財産目録及び決算報告書	有・無		有・無	
	監事の意見書	有・無		有・無	
	事業計画書	有・無		有・無	
	収支予算書	有・無		有・無	
	所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)	
	名称	有・無		有・無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有・無		有・無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有・無		有・無	
	設立年月日	有・無		有・無	
	代表者の職名及び氏名	有・無		有・無	
	主な目的及び事業	有・無		有・無	
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料	有・無			
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有・無	該当なし		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	有・無			
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	有・無			
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
	役職、氏名、就任年月日、経歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	有・無	該当なし		
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその主な内容	指導監督基準への適合を引き続き維持するよう指導	
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有・無			
(1)指導監督の実績等	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその内容		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有・無		該当なし	

(2)所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	① 有 無	無い場合、その理由				
	当該見直し結果の公表の有無	① 有 無	無い場合、その理由				
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有 無	無い場合、その理由	該当なし			
	政策評果を活用しつつ、3～5年を目途に定期的に、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	① 有 無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	有 無	所要の措置の結果の公表の有無	有 無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	① 有 無		有 無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	有 無		有 無		
		法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	有 無		有 無		
		その他	有 無		有 無		

指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）